# 三太郎線周辺におけるナイトツアー等夜間利用適正化のための 試行ルールの運用について

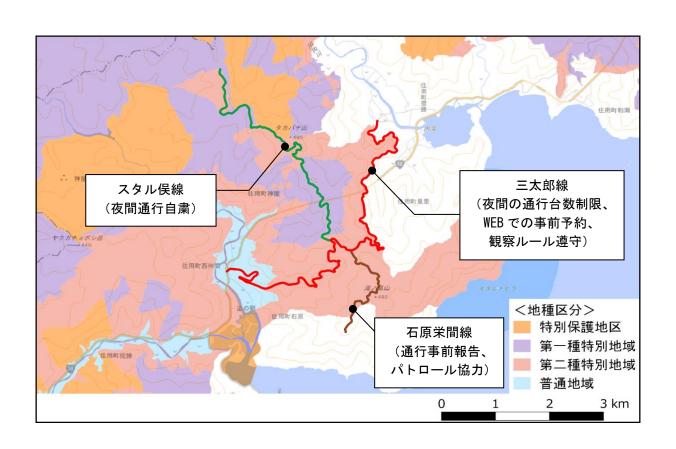
## 1. 試行ルールの概要

試行ルールは、住民、ガイド、観光客など**全ての利用者を対象**として、以下のとおり運用する。なお、試行ルールの利用規制については<u>法的強制力はなく</u>、あくまで<u>協力を依頼</u>するかたちで実施する。

## 【試行ルールの概要】

自然環境への悪影響を低減し、質の高い利用体験の提供・安全確保を図るため、以下の 利用規制等を試行する。

- ○世界遺産の緩衝地帯を通過する**三太郎線**は、**WEB での事前予約**による**夜間の通行台数 の制限**を行う。
- ○世界遺産地域を通過する**スタル俣線**は、**夜間通行自粛**とする。
- ○車両の走行速度やライトの使用法など、**夜間の野生動物観察のルール**を設定する。
- ○夜間野生動物観察に不慣れな方はガイドの同行(有料)を推奨する。



## 2. 運用開始時期

令和3年10月29日(金)~

(4月~9月:各日19時~翌5時、10月~3月:各日18時~翌6時) ※運用状況を踏まえて、必要に応じてルールの見直し等を検討する。

## 3. 試行ルールの運用方法

(1) 事前予約による夜間の通行台数、利用時間、通行方向の設定

## <対象路線>

市道三太郎線

#### く実施方法>

## ①事前予約について

- ・三太郎線の利用については、**事前にWEB上の予約システムで各自予約をおこなう**。WEBが 使えない方向けに、奄美市住用総合支所及び奄美野生生物保護センターにおいて予約の サポートをおこなう。
- 予約状況は事務局が管理する。
- ・利用者種別による枠数の設定は行わないが、予約時にガイド、島内利用者、島外利用者 の種別の入力を求め、利用状況を把握する。
- ・ルールの実効性を確保するため、予約者がガイド事業者である場合には事業者名が、それ以外である場合は「一般利用」ということが、誰でも確認できるシステムとする。

#### 【事前予約の運用方法】

- ○予約は、WEB 上の予約システムに各自で登録する。
- ○ルールを確認したことをもって予約が可能となるような予約システムとする。
- ○仮押さえをしないこと、キャンセルは確実におこなうことを徹底してもらう。
- ○予約をおこなうとメールが予約者に届き、予約日時を確認できる。
- ※学術調査、行政調査による利用は別途事務局あてに申請を求める。
- ※区間内に土地を所有し夜間に通行する必要がある方について、事前に申請した場合は、最寄りの入り口から自分の土地までの区間の通行を予約不要とするが、速度等のルール遵守への協力をお願いする。土地所有に関する事前申請は住用総合支所で受け付け、土地所有者である旨が分かる通行証などを発行する。
- ※行政主体のパトロールは予約・申請不要とする。

## ②台数制限について

三太郎線の通行台数、利用時間、通行方向等に関して、以下のルールを試行する。

#### 【利用車両数等に関する試行ルール】

- ○1時間あたりの利用台数を<u>4台</u>までとし、<u>夕方から明け方まで(4月~9月:各日19</u> 時~翌5時、10月~3月:各日18時~翌6時)適用する。
- ○三太郎線の走行方向は両方向とし、入れるのは30分間隔で各方向1台ずつとする。
- ・予約時間は三太郎線の東仲間・西仲間入口の出発時間とし、毎時00分、30分を目途に各

<u>入口1台(=30分ごとに合計2台)</u>の予約を受け付ける。<u>利用開始は予約時間の前後5</u>分間を目安とし、予約時間に大きく遅れた利用者に対しては、利用の自粛をお願いする。

- Uターンは原則しない。
- ・利用状況については監視カメラや現地スタッフ等により把握をおこなう。

## (2) 夜間の野生動物観察ルールの設定

#### <対象路線>

市道三太郎線、市道石原栄間線

## <実施方法>

- ・利用者には、以下の観察ルールの遵守を依頼する。
- ・予約システムにおいて、ルール確認を予約受け付けの条件とする。

## 【夜間の野生動物観察ルール】

- 〇時速 10km 以下で、生き物に気をつけて走行する。
- ・野生動物の交通事故防止のため、極力スピードを控えて走行する。アマミノクロウサギだけではなく小型の両生類、爬虫類、甲殻類などにも気をつけて走行する。
- ・カエルやイモリ、オタマジャクシ等の生活の場である水たまりはなるべく車で踏まない。
- ・道路の端から飛び出してくる生き物に気をつける。
- ・下り坂はスピードが出やすいので特に注意する。
- ○動物から離れて、静かに観察する。
- ・大声を出さない。
- 動物には触らない。
- ・動物に餌を与えない。
- 車のドアを勢いよく閉めない。
- ・アマミノクロウサギ等の哺乳類・鳥類からは2m以上離れて観察する。
- ○生き物を探すライトは車につき1本とする。
- 手持ちライトで逃げていく生き物をしつこく追わない。
- ○前の車に追いついたら一旦待機し、合図(左ウインカー)がでるまで無理に追い抜かない。
- ○十分観察できた場合は後続の車に先頭をゆずる。(左ウインカーで合図する)
- ・前の車は観察が終わり次第左ウインカーを出し、追い越してもらう。
- ・皆が楽しめるよう、お互いゆずりあって利用する。
- ○対向車が来たときや前の車に追いついたときハイビームはやめる。
- ○すれ違い時には上り優先通行とし、待機車(下り)は消灯する。
- ○ペットを連れていかない。
- ・上記ルールとあわせて、その他の配慮事項や実験時に質問が多かった以下の事項等についてはホームページ等で周知を図る。
  - ・車を降りて観察してもよいこと、その際は他の車両に注意すること。
  - ・時速 10km で走行した場合、利用時間は概ね1時間半~2時間となること。
  - ・夜間の野生動物観察に不慣れな方はガイド同行(有料)を推奨していること。

## (3) 夜間通行自粛のお願い

## <対象路線>

市道スタル俣線

#### く実施方法>

・路線の起終点等において、看板を設置し、夜間のみ車両通行の自粛を依頼する。

## (4)通行事前報告、パトロール協力

## <対象路線>

市道石原栄間線

#### く実施方法>

- ・路線の起点等において看板を設置し、悪路であることの注意喚起をおこなう。
- ・通行したい場合は、予約システムにおいて石原線を通行する旨を申請した上で、通行時に 不審者や昆虫トラップの存在、ロードキル、その他異常を確認した場合には、写真や位置 情報とともに、通行後翌日までに必ず事務局に報告する。

報告先:環境省奄美群島国立公園管理事務所 RO-AMAMI@env.go.jp

## 4. ルール運用のための人員配置

試行ルール運用開始後は、利用の多い連休等を中心に、しばらくの期間は現地にスタッフ等を配置し予約確認やルールの周知・協力依頼を行う。

## 5. 周知計画

・試行ルールの運用については以下の方法で周知を図る。ルールの実効性を確保するため、 島内での周知の徹底の他、来島者に対しては旅行前から来島時など旅行の様々な段階に対 する効果的な情報発信を行う。そのため、レンタカー会社、宿泊事業者、観光関係団体や 世界遺産推進共同体等の関係者の理解と協力が得られるよう働きかけを行う。

対象	取組(検討中の取組も含む)		
観光客向け	①旅行前、予約時		
	・環境省 HP、鹿児島県 HP、奄美市 HP・SNS、自然保護協議会 HP での発信		
	②旅行中、来島時		
	・空港・港(飛行機、船なども含め検討)、レンタカー店舗等での周知(世界		
	自然遺産推進共同体との連携)		
	・チラシ・ポスター(レンタカー店舗で頒布、宿泊・観光施設等で掲示)		
住民向け	・チラシ・ポスター		
	・環境省 HP、鹿児島県 HP、奄美市 HP・SNS、自然保護協議会 HP での発信		
	・市町村の広報		
	・新聞、ラジオ		

	・集落での勉強会		
観光事業者	・奄美大島エコツアーガイド連絡協議会(会員への周知)		
・ガイド向け	・観光事業者の SNS での発信		
	・レンタカー事業者への周知		
現場での周知	・現場へ看板を設置し利用者等へ周知(入口や区間内の要所に設置)		
	・繁忙期等には現地にスタッフを配置しルールの周知・協力依頼を実施		

# 6. 効果検証・モニタリング

・利用規制の妥当性や運用方法等について検証するため、以下の効果検証・モニタリングを運用開始から当面の間、実施する。

実験項目	検証項目	検証方法
全体	①利用者(一般利用者、ガイ	①参加していない住民、ガイドへのアンケート調
	ド、住民、以下同じ)の動	査
	態(利用分散など)	他林道に設置されている自動撮影カメラの自動
	②ナイトツアーとしての満	車撮影数等から把握
	足度	②実施後の聞き取り調査・アンケート調査(参加者
		(一般利用者、ガイド、住民、以下同じ) による
		評価)
三太郎線の台	①交通トラブルの有無	①②ナイトツアー実施後のアンケート調査(参加
数制限·通行方	②実施上の課題把握	者による評価)
向の設定		
事前予約	①予約方法(周知方法含む)	①②実施後のアンケート調査(参加者による評価)
	の課題把握	
	②実施上の課題把握	
スタル俣線の	①参加者の利用状況	①実施後のアンケート調査 (参加者による評価)
夜間通行自粛		車両カウンターデータから把握
観察ルール	①観察ルールの内容の評価	①実施後のアンケート調査 (参加者による評価)
	②観察ルールの順守状況	②実施後のアンケート調査(参加者による評価)
		車両カウンターによる速度データ
野生動物等の	<ul><li>①アマミノクロウサギの出</li></ul>	①実施後のアンケート調査 (参加者による評価)
モニタリング	現状況	アマミノクロウサギ糞塊調査、自動撮影カメラ
	②アマミノクロウサギ等の	調査(実験前後で実施)
	観察頭数	②実施後のアンケート調査 (参加者による評価)